



令和 8 年第 2 回定例会が 6 月 2～18 日の会期で開催され、上程された全ての議案が可決しました。今定例会の決定事項と市民生活に関わる重要なポイントについて報告いたします。

支援の谷間を埋める第一歩 中学校給食費無償化が実現！

石松としおが前回定例会の一般質問（「市政会」議会レポートNo.7 参照）で取り上げた通り、市の物価高騰支援策では、若者や高齢者へ直接給付が行われた一方で、35～74 歳は「プレミアム付商品券」の自己負担購入のみという「支援の谷間」に置かれていました。子育てや住宅ローン、親の介護という「三重苦」を背負うこの現役世代こそが最も物価高の影響を受けていると指摘し、誰もが納得できる公平な支援へと切り替えるよう執行部に迫りました。

そして今回 9 月から 12 月までの「中学校給食費の無償化」が決定しました。教育費負担が重い子育て世代への直接的かつ実効性のある支援策であり、前回の一般質問での指摘が少なからず市の姿勢を動かしたのではないかと思います。今後も支援から除外される世代が出ないように、公平な施策を引き続き求めてまいります。

市民の命と生活基盤を守るための予算措置 ●

救命救急の最前線で活躍する高規格救急車 1 台の購入契約も決めました。これにより笠間市の救急医療体制がさらに充実します。高規格救急車とは、救急救命士が車内で高度な救急救命処置を円滑に行えるよう設計された特別な救急車両です。従来の救急車よりも広い車内空間が確保されており、走行中の振動を和らげる防振ベッドのほか、心電図モニターや除細動器などの専門的な最新資機材を搭載しています。病院へ搬送するまでの間に、より迅速かつ適切な救命処置を施すことが可能となり、市民の救命率向上に大きく貢献します。



また、去年の台風 15 号で被害を受けた「笠間の家」の法面復旧工事や、生活道路排水整備工事の予算増を含む補正予算も決めました。

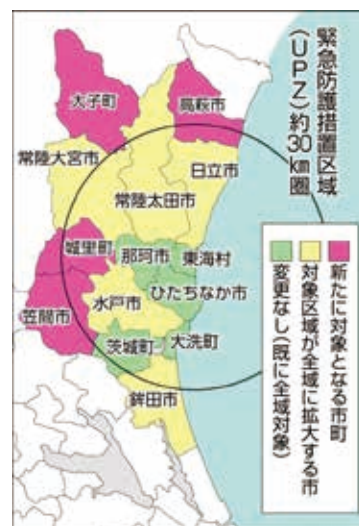
安定した財政運営と条例改正 ●

市の財政を支える地方交付税交付金の確定に伴う補正予算のほか、国の法律改正に伴う各種条例の改正も行われました。補正予算には県からの「原子力地域振興事業費補助金」の交付も盛り込まれています。笠間市内に原子力発電所はないのになぜ「原子力地域振興事業費補助金」が交付されるのか疑問に思われるかも知れません。実は、これまでは国の原子力災害対策の重点区域は、原子力発電所から半径約 8～10km 圏内に限られていました。しかし、2011 年の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、国の防災指針が大幅に見直され、影響が及ぶ可能性のある範囲として「概ね

30km圏内」が新たに「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」として拡大指定されました。

東海村にある「東海第二原子力発電所」から30km圏内に位置する笠間市も、この見直しにより新たにUPZに含まれることとなりました。「広域避難計画」の策定など新たな防災対策が義務付けられたため、その支援として補助金の交付対象市町村が拡大され、笠間市にも交付されるようになったのです。この補助金は、周辺自治体の防災機能強化や住民の安全確保、地域振興を図るための貴重な財源となっています。

その他に、市長の給与の10%削減を決めました。さらに、副市長・監査委員・公平委員の選任、教育委員の任命など人事案件へも同意しました。



石松としおの一般質問から

下水道事業が直面する「見えない危機」と改革の行方

私たちが毎日、お風呂やトイレ、台所で何気なく使っている下水道ですが、実はその経営状況は「火の車」と言えるほど極めて厳しい状態にあります。石松としおは令和2年の第4回定例会でもこの問題を指摘しましたが、市民からの「下水道使用料」だけでは、汚水をきれいにするための費用（処理原価）を賄いきれず、流せば流すほど赤字が膨らむという構造的な問題を抱えています。

最新のデータ（令和7年度決算見込み）を見ると、下水道事業を維持するために、本来なら福祉や子育て、教育などに使われるべき市民の税金（一般会計）から、「9億7,314万4,000円」もの資金が投入されています。そのうち、純粋な赤字補填である「基準外繰入金」だけでも「1億6,704万8,000円」に上ります。さらに、市内の下水道施設は造られてから30年以上が経過し、地下の管や処理施設の老朽化が急速に進んでいます。しかし、市役所の職員数は減り続けており、今後の膨大な点検や修繕を市の職員だけでカバーすることは、物理的にも不可能な状況に陥っています。

国からの最後通牒と「ウォーターPPP」の導入

こうした危機的状況のなか、国（国土交通省）から全国の自治体に対し、「最後通牒」とも言える方針が示されました。令和9年度以降に下水道の改築工事を行う場合、「ウォーターPPP」という新しい仕組みを導入しなければ、国からの補助金を一切出さないというものです。補助金が絶たれば市の財政は一気に崩壊してしまうため、市は令和11年度からのウォーターPPP導入に向けて準備を進めざるを得ない状況にあります。

【ウォーターPPP（官民連携）とは？】

これまでのように、点検や清掃、修繕などをその都度バラバラに業者へ発注するのではなく、水道や下水道の高度な専門知識を持つ民間企業等に、「原則10年間」という長期間にわたり、施設全体の維持管理や将来の計画づくりを「丸ごと包括的にお任せする（委託する）」新しい仕組みです。国はこれを導入することで、業務の効率化やコスト削減、施設の長寿命化を図れるとしています。

「コンストラクションマネジメントなしの更新支援型」を選んだ市の賢明な判断

民間企業に業務を包括的に任せると聞くと、「東京の大手企業に仕事を独占され、笠間の地元企業が潰れてしまうのではないか」と不安になります。実際に「ウォーターPPP」の導入方式の中には、工事の設計から発注、業者の選定（コンストラクションマネジメント＝CM）まで、全て代表となる民間企業に丸投げしてしまう方式（マネジメント型）も存在します。しかし笠間市は「コンストラクションマネジメント（CM）を行わず、工事の発注権はこれまで通り『市』に残す『更新支援型』」という方式を選択しました。もしコンストラクションマネジメント（CM）まで大企業に任せれば、地元の事業

者が大手の下請けとして厳しい条件（中抜き）を突きつけられたり、仕事そのものから完全に排除されたりする危険性があります。台風や大雨、地震などの災害時に、昼夜を問わず真っ先に現場へ駆けつけて対応してくれるのは、他でもない地元の業者です。地元業者が排除されれば、笠間市は災害時に誰も動けない脆弱なまちになってしまいます。地元企業を守り抜き、地域経済を循環させるため、市が自ら発注権を手放さなかったこの判断は、極めて賢明であり高く評価すべきものです。

日常業務でも地元企業を守り抜く「3つの条件」

工事の発注権は市に残ったとはいえ、日常的な点検や清掃、小規模な修繕などの維持管理業務は大企業を中心とした民間事業者に委ねられます。そこで石松としおは、日常業務においても地元企業が冷遇されることが絶対にないよう、「3つの具体的なルール」を契約に盛り込むよう迫りました。

① **地元企業とのグループ化（JV）の義務付け** 大手企業が入札に参加する際は、必ず市内に本社を置く地元企業を仲間に入れた「共同企業体（JV）」を作ることの絶対条件にすべき。（市からは、参画体制の条件を具体的に検討するとの前向きな答弁を得た）

② **「地域への貢献度」を評価する採点基準の導入** 安さだけで選ぶのではなく、「維持管理の〇％を市内業者に下請けに出すか」「資材をどれだけ地元から買うか」といった地域貢献度を厳しく審査し、そこに高い点数を与える仕組みを求めました。（市からも、価格だけでなく地域貢献などを総合的に評価して業者を決める方針が示された）

③ **10年間の厳しい監視とペナルティ（罰則）の設定** 最初に「地元企業を使います」と良い提案をしておきながら、契約後に約束を破るような事態を防ぐため、市が毎年厳格な監査を行い、違反があれば違約金などのペナルティを科すことを契約書に明記するよう要求しました。（市からは、明確なペナルティのルールを整理するとの確約を得た）



「笠間の菊まつり」における児童生徒の菊栽培事業の抜本的見直し

「笠間の菊まつり」は本市の素晴らしい伝統行事であり、小学5・6年生や中学1年生が自ら菊を育てる取り組みは、情操教育や郷土愛を育む目的で始まり、今年で20回目を迎えます。しかし、事業が始まった20年前と今とでは、市民の家庭環境も学校現場の状況も全く異なっています。前例を踏襲するだけでなく、現在の状況に本当に合っているのか、真摯に見直す時期に来ています。

「希望制」という名の同調圧力と家庭への重圧

市教育委員会は昨年度から、全校一律の強制参加をやめ、学校ごとの「希望制」へと変更しました。一見すると配慮したように見えますが、実態は市内16校中15校が実施を希望し、不参加を選べたのはわずか1校のみでした（今年度はすでに全校が希望した）。近隣の学校がこぞって参加する中で、「うちはやめます」と手を挙げるのは極めて難しく、事実上の「同調圧力」が働いています。

最も深刻なのは家庭への負担です。現在、水管理が難しい夏休み期間中、子どもたちは菊の鉢を自宅へ持ち帰り、毎日家庭で水やりしています。共働きが当たり前の現代、朝から晩まで仕事に出ている保護者が欠かさず繊細な管理をするのは困難です。さらに、「菊まつりの展示品だから絶対に枯らしてはならない」というプレッシャーは、保護者にとって重荷となっています。



先生方の働き方改革との矛盾、そして社会教育への移行 ●

市教育委員会は教員の長時間労働是正を目指し、他の様々な教育行事を廃止・縮小してきました。それにもかかわらず、なぜ「菊栽培」だけが聖域化され、休日に先生方が学校へ出て水やり隊を結成して対応しなければならないのでしょうか。子どもたちのための貴重な時間が、菊の管理に奪われている現実是否定できません。

そこで教育長に対し、この事業を学校の事業として行うのをやめ、放課後子ども教室のような「社会教育」や、観光協会などが主体となる「地域事業」へ完全に移行し、やりたい子どもが参加する形にすべきだと強く提案しました。これに対し、小沼教育長からは「一番の負担である夏休み中の自宅への持ち帰りについては、今年度から十分に見直す」「来年度(令和9年度)に向けて、社会教育(地域での活動)への移行も含めた検討をしっかりと進めていく」という大変前向きな答弁を得ることができました。

次世代ヘツケを回さない、持続可能な笠間市へ ●

「下水道」と「菊栽培」。一見すると全く違う分野ですが、根底にある課題は「過去のシステムからの決別」です。「今まで通り」の現状維持を選べば、遠くない将来に必ず破綻します。生活インフラを守るためには、民間の力を借りつつ地元企業を決して見捨てない緻密な制度設計が必要です。そして教育環境を守るためには、先生や保護者の自己犠牲に頼る仕組みから脱却しなければなりません。単に行政を批判するのではなく、具体的なデータと市民のリアルな声に基づいた「代替案の提示」を常に心がけてまいります。今回引き出した前向きな答弁が単なる口約束で終わらないよう、議会で徹底的に監視を続けていきます。

あなたも「石松としおニュースレター」の読者登録しませんか

読者登録していただくと「石松としおニュースレター」を毎月(年2回)無料で郵送させていただきます。是非下記までお申し込みください。

TEL/FAX 0296-78-3739

(留守の場合はFAXか留守番にお名前ご連絡先をお入れください)

Email: isimatu@poplar.ocn.ne.jp



読者のメリット



石松としお 検索

石松としおのホームページはYahooやGoogleなどで検索できます。



解雇・賃金問題・パワハラなど 仕事のことで悩んだら

なんでも労働相談へ

安心して働くために、連合茨城はあなたの味方です

いこうよ

れんこうに

0120-154-052



連合茨城

水戸市梅香2-1-39 茨城県労働福祉会館内
受付時間: 月～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後5時30分



連合茨城ホームページ

